

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年7月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年7月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー北指宿店

指宿市西方字石ヶ崎1463番地1 外14筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和3年1月14日

3 意見の概要

- (1) 今回の変更にあたり、作業等を行う際は、騒音規制法、振動規制法等の法令を遵守すること。
- (2) 荷さばき可能時間帯が24時間に変更されることから、深夜から早朝の作業については、特に周辺への影響について十分、留意すること。